

平成 19 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社

代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン

(コード番号 4 7 0 4 東証第一部)

問合せ先 代表取締役 COO 兼 CFO マヘンドラ・ネギ

(TEL . 0 3 - 5 3 3 4 - 4 8 9 9 )

### 取締役に対するストック・オプションのための報酬等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストック・オプションのための報酬等について下記のとおり平成 19 年 3 月 27 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 提案の理由

当社取締役に対して、当社の株価と取締役の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

新株予約権の発行数につきましては当社の利益水準、配当性向とのバランスを考慮しつつ、適切な水準を維持していく所存であります。

当社の取締役の報酬等の額は、平成 11 年 3 月 11 日開催の第 10 期定時株主総会において年額 10 億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、今般会社法の施行により会社役員に対してストック・オプションとして付与する新株予約権についても報酬等の一部と整理されることとなったため、取締役の報酬等の額をストック・オプションのための報酬等も含むものとして年額 8 億円以内（うち社外取締役分は年額 10 百万円以内）とし、また、取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとして以下の内容により新株予約権を付与することにつき株主総会の普通決議によるご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（社外取締役を含む）に対する報酬等の額および内容については、近年の支払い実績、社外取締役を除く取締役に対して付与するストック・オプションとしての新株予約権の公正な評価額（ブラックショールズモデルにより算定した新株予約権 1 株あたりの公正な評価単価に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額）及び当社グループの業績向上に対するストック・オプションのインセンティブとしての効果等を勘案し定めたものであります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）であり、平成 19 年 3 月 27 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会において、取締役 4 名選任の件が原案どおり承認可決されましても、員数に変更はございません。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

### (2) 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式 255,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に行発する新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

### (3) 発行する新株予約権の総数

合計 510 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 500 株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。)

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権(同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。))の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。) 次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{新規発行前の株価} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権行使期間

新株予約権の割当日の翌日から1年を経過した日より4年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、本株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、(5)の期間内において新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。

新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。

その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記 ~ の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他、本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上